

都立小中高一貫教育校の設置に関する
検討結果

平成 27 年 11 月

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会

はじめに

今日、グローバル化と情報技術革命が急速に進む中、我が国においては、国際的な競争力を高めることが重要な課題であり、世界を舞台に活躍する人材やイノベーションの創出を担う人材が求められている。これらの人材を育成するためには、豊かな教養、高い語学力、国際的な視野など、世界で活躍するために必要となる資質や能力を最大限に伸長することが不可欠である。

また、教育の現状を見ると、公立の小学校・中学校・高等学校においては、児童・生徒の身体的な発達の早期化への対応やそれぞれの校種の枠を越えた連携の充実等、様々な教育課題が存在しており、その解決が求められている。

このような状況を踏まえ、特に科学技術分野等において、世界で活躍する人間を育成することを目指し、児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築するため、平成25年4月、東京都教育委員会により「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」が設置された。

本検討委員会では、大学や企業、教育関係者など、各界の有識者等により、都立小中高一貫教育校の設置に関して活発な議論を行い、多くの貴重な意見を基に、平成25年8月には「中間まとめ」を取りまとめ、発表した。

その後、残された課題や指摘された意見について、更に検討を重ねる間、「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)において、グローバル人材育成を一層重視する都政の方向性が強く打ち出されるなど、本検討を取り巻く情勢は変化した。

こうした状況も踏まえながら、本検討委員会は小中高一貫教育の意義をはじめ、教育理念や教育課程など、都立小中高一貫教育校の基本的な構想について当初の考え方に修正を加えながら検討を続け、議論を取りまとめた。

今後、本報告の趣旨を生かし、東京都教育委員会において、都立小中高一貫教育校の設置に関し、前向きに検討されることを期待する。

平成27年11月

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会

目次

I 小中高一貫教育の概要

1 現行の学校制度下における主な教育課題	2
2 小中高一貫教育の意義	3
(1) 一貫教育による課題解決の取組	3
(2) 小中高一貫教育の意義	3
3 小中高一貫教育の実施に向けた課題と対応	6
(1) 一貫教育に伴い発生する課題と対応	6
(2) 設置形態の制約	6
(3) 小学校への入学者決定の在り方	7
(4) 12年間の途中段階における進学・募集の考え方の整理	9
(5) 教職員配置等に係る留意点	10

II 東京都が目指す小中高一貫教育校

1 世界を舞台に活躍できる人材の育成	14
2 小中高一貫教育の良さを生かして育成すべき資質や能力	14
3 都立小中高一貫教育校における教育理念	15
(1) 教育理念	15
(2) 生徒の将来の姿	15
(3) 教育方針	15
4 都立小中高一貫教育校の教育課程	17
(1) 教育課程の基本方針	17
(2) 教育課程の編成	17
(3) 教育課程編成の基本的な考え方	18
(4) 教育課程の特色	19

資料

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会 設置要綱	24
都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会 委員名簿	25
都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会における検討状況	26

I 小中高一貫教育の概要

1 現行の学校制度下における主な教育課題

小学校・中学校・高等学校という現行の学校制度は、国内のどの地域に住んでいても、全ての国民が均等な機会の下で教育を受けることが可能な制度として、昭和 22 年から昭和 23 年にかけて整備され、戦後、我が国が発展する基盤となった。約 70 年にわたり継続されてきたこの制度は、現在、広く国民に定着している。

こうした中で、近年は、小学校、中学校、高等学校といった校種間で、児童・生徒の学習指導や生活指導上の課題の共有が十分ではないといった指摘があるほか、小学校から中学校に進学する際に、児童が進学先の学校での新しい環境にうまく適応できず不登校等の問題行動につながっていく事態、いわゆる「中 1 ギャップ」が生じているといわれている。

また、現行の学校制度を導入した当時と比べ、児童・生徒の身体的発達の早期化が見られ、「学校制度の区切りと現実の児童・生徒の発達の状態に差異が生じている」、「学校制度が、児童・生徒の発達段階に即したものになっているか、改めて問い直す時期に来ている」などの指摘もされている。

このように、校種間の接続に伴う課題や、学校制度の区切りと児童・生徒の発達の状態に差異が生じていることにより発生する課題を、現行の学校制度下における教育課題と捉えると、その主なものは、以下のとおり整理することができる。と考える。

- 小学校、中学校、高等学校の各校種では、それぞれの学校が卒業時の児童・生徒像を設定し、それを目標とした指導に努めているが、校種の枠を越え互いに連携した系統的・継続的な指導は必ずしも十分には行われていない。
- 特に小学校や中学校では、年齢等により児童・生徒の発達到違ひがあるが、例えば小学校において低学年も高学年も「小学生」として一括りにして同じように接したり、指導したりすることがあるなど、発達到違ひに応じた指導が必ずしも十分に実践されているとはいえない。
- 学校では、学習指導要領の目標や内容等に基づき、着実に指導を行っているが、学習指導要領には、義務教育段階の指導内容や指導時期等が明確に定められているため、学校として、学年や校種を越えて、児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成する上では制約となる。
- 中学校や高等学校へ進学する際には、新たな学習環境への順応や人間関係の構築などが求められ、児童・生徒が興味や関心をもって打ち込んでいる学習や活動への集中の維持・継続に影響することがある。
- 小学校や中学校がそれぞれ把握している、児童・生徒の学習や行動に関する情報が進学先の学校に十分引き継がれないなど、校種間の情報交換が不足し、児童・生徒理解等の情報共有が不十分な状況にある。

以上のような、改善が必要な教育課題に対し、現在、各校種、各学校ごとの取組はもとより、校種間の接続に着目した小中一貫教育や中高一貫教育といった一貫教育を導入することにより解決を目指す取組も行われている。

2 小中高一貫教育の意義

(1) 一貫教育による課題解決の取組

ア 都内における小中一貫教育の現状

小中一貫教育については、法令上の規定がなく、全国的に統一された基準が整備されていない段階から、各区市町村教育委員会はそれぞれの方針の下、小学校と中学校の教育に一貫性をもたせた取組を行ってきた。

取組方法として、一部の区市町村では、区域内の全ての小学校と中学校が教育課程特例校¹の指定を受け、9年間を見通した計画的・継続的な教育を行っている事例がある。また、区市町村によっては、一部の学校を小中一貫教育校として、小学校と中学校で一貫した方針に基づき学校経営を行っている。さらに、小学校と中学校の9年間の教育課程を4-3-2などの「まとまり」に分け、独自の教育を実施している事例もある。

区市町村教育委員会では、こうした取組により児童・生徒の学力向上に努めるとともに、いわゆる「中1ギャップ」の解消・軽減を目指し、教科担任制や定期考査といった中学校の指導体制・指導方法を小学校から段階的に導入するなど、学校間の円滑な接続を図る取組を行っている。

こうした状況の中で、平成27年6月に学校教育法の改正が行われ、小学校段階から中学校段階までの9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」が制度化された。本制度の施行は平成28年4月からとなっている。

イ 都立中高一貫教育校の現状

東京都教育委員会では、「都立高校改革推進計画 新たな実施計画」（平成14年10月）に基づき、都立中高一貫教育校を平成17年度から平成22年度までに順次開校し、現在、中等教育学校5校及び併設型中高一貫教育校5校を設置している。

これらの学校においては、一貫した方針の下、6年間を見通した計画的・継続的な学習指導や生活指導、進路指導等を行っている。また、教育課程の基準の特例²を活用し、附属中学校（又は中等教育学校前期課程）において、高等学校（又は中等教育学校後期課程）の学習内容の一部を扱うなど、特色ある教育課程の編成を行い、生徒の学力向上に努めている。

さらに、環境や生命等に関わる様々な問題を地球規模で考え、教科横断的に学ぶなど、各学校では教養教育を重視し、社会の様々な場面、分野において人々の信頼を得て、リーダーとなり得る人材の育成を図っている。

(2) 小中高一貫教育の意義

都内の公立小学校、中学校、高等学校では、前述したとおり、小中一貫教育や中高一貫教育に関する様々な取組を行っている。しかし、小中一貫教育校にあっては高等

1 教育課程特例校：学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる学校

2 教育課程の基準の特例：中等教育学校及び併設型中高一貫教育校において特色ある教育課程を編成できるよう定められた特例。学習指導要領で示された学習内容を他の学年に移行して指導することが可能

学校との間で、中高一貫教育校にあっては小学校との間で接続がなく、同一の校風・校訓の下、12年間一貫した取組による人格形成を行うことは難しい。また、児童・生徒に関わる情報の共有に課題があり、児童・生徒の評価の蓄積が不十分な状況にある。

こうした現状も踏まえて、本検討委員会では、小中一貫教育の良さと中高一貫教育の良さの双方を生かすことが可能である「小中高一貫教育」の良さについて検討した。

ア 小中高一貫教育とその良さ

「小中高一貫教育」については、法令上の規定がないため、本報告では、「小学校・中学校・高等学校において、各校種がそれぞれの教育課程を接続させ、系統的・継続的に教育活動を行う取組」と定義する。

こうした小中高一貫教育を設置者が同一である小学校・中学校・高等学校において行うことには、次の良さがある。

(7) 12年間一貫した教育課程の編成・実施

小中高一貫教育校では、同一の校訓を設定し、12年間の一貫した教育理念の下で、同一の校風を醸成しながら、人格を形成していくことが可能である。また、12年間一貫した教育課程を編成・実施することで、児童・生徒の発達や学習状況などの実態や、学習内容の関連に応じた系統的・継続的な指導が行えるようになり、学習内容の確実な定着と総合的な学力の向上を図ることができる。と考える。

さらに、小学校から高等学校までの学習内容を、学習の系統性や、学習時間とのバランス、適切な学習時期といった視点から再構成することで、より効果的な指導が可能になるとともに、教育課程編成上の余裕の時間を生み出すことができる。こうした時間を活用することにより、進路選択に関わる学習や活動を一層充実することができる。と考える。

(4) 校種の枠を越え、児童・生徒の発達等に応じた指導体制や指導方法

小中高一貫教育校では、小学校から高等学校までの校種の枠を越え、児童・生徒の発達等に応じた指導体制や指導方法をとることが可能となる。また、学習内容の先取り³を行うことにより、早期から児童・生徒一人一人の資質や能力を伸長することもできる。

さらに、小学校において、教科担任制による専門的な学習指導や児童・生徒の自律的な学習を促す定期考査の実施など、中学校の指導体制や指導方法を段階的に導入することで、学校間の接続をより円滑なものとし、進学に際して生徒が体験する様々な環境の変化による負担を軽減することが可能である。中学校においても、高等学校の教員による高度で専門的な学習指導を行うことができる。こうした取組は小中一貫教育や中高一貫教育において既に行われているが、小中高一貫教育においては、そのいずれも実施できる良さがある。

加えて、小中高一貫教育校においては、入学時からの学習の過程や成果、生活

3 学習内容の先取り：小学校及び中学校の学習指導要領には、学習内容ごとに指導時期（学年）や指導時数が規定されているが、教育課程特例校として認定されることを前提とし、この規定に従わずに、指導する時期を早め、学習させるもの

や行動の様子など、様々な情報を蓄積し、共有することができる。こうした情報を、12年間を通して指導方法の改善や学習状況等の評価に継続的に活用することで、より効果的に児童・生徒の資質や能力を伸長することが可能となると考える。

(ウ) 連続性のある学校生活

小中高一貫教育校では、小学校から中学校へ進学する時期や中学校から高等学校へ進学する時期も含めて、学習環境や人間関係など12年間の学校生活に連続性があり、児童・生徒が興味・関心をもった学習や活動に切れ目なく打ち込むことが可能となる。また、様々な年齢層で構成する異年齢集団での活動により、自分の未来のモデルとなる上級生への憧れや親近感をもちながら、協調性や社会性を育み、豊かな人間性を醸成することができると考える。

このような良さは、小中高一貫教育校ならではの学校生活の創造につながるものと考えられる。

イ 東京都が小中高一貫教育を行う意義

設置者が同一である小学校・中学校・高等学校における小中高一貫教育の取組は、現在、私立学校においては広く事例が見られる。例えば、12年間の学校生活に切れ目がないことを生かし、児童・生徒の能力の一層の伸長を図る教育を推進する取組や、12年かけずに高等学校までの学習内容を終えた上で、大学進学への準備や大学生としての素地を磨くといった取組が行われており、それぞれの学校では、小中高一貫教育の良さを生かしながら、建学の精神に沿った人材の育成に努めている。

一方、公立学校においては同一設置者による小中高一貫教育の取組事例はなく、東京都が小中高一貫教育に取り組むことは、全国の公立学校で初めての試みとなる。

その意義としては、以下の3点が挙げられる。

(ア) 一貫教育を生かした人材育成

都立高等学校や都立中高一貫教育校には、それぞれの学校の特色があり、それに応じて、育成の重点を置く資質や能力、目的意識等が異なる。このため、こうした資質等を生徒の入学前から高めておくことができれば、より一層効果的な人材育成が期待できる。

こうしたことから、都立高等学校に附属する小・中学校又は都立中高一貫教育校に附属する小学校を設置し、早期から一貫した系統的・継続的な教育を行い、資質や能力等の一層の伸長を行うことは、人材育成に大いに役立つものと考えられる。

(イ) 公立学校の新たな教育モデルを発信

小中高一貫教育の仕組みを構築し、その良さを生かして、校種ごとに完結しがちな教員の指導や異校種間での情報共有不足、いわゆる「中1ギャップ」といった教育課題の改善を図る取組を実践することは、同様の教育課題に直面している区市町村やその設置する公立学校にとって参考になると考える。

こうしたことから、東京都が小中高一貫教育の仕組みや具体的な取組を新たな教育モデルとして発信することで、小中一貫教育をはじめとする、都内区市町村における施策の推進を支援し東京の教育全体の充実を図ることができると考える。

(ウ) 義務教育に係る取組の実践

東京都が小中高一貫教育を行うことは、自ら小学校や中学校の設置者となり、義務教育に携わることとなる。このことにより、東京都として、義務教育に係る課題の認識が一層深まり、より有効な取組の実践が期待される。また、今後、小・中学校に係る新たな課題が生じた際も、都立小学校・中学校において速やかな対応を実践し、区市町村等へ示していくことが可能となるものとする。

なお、12年間にわたって児童・生徒の情報を把握できることから、小・中学校段階において実施する様々な取組が、その後、生徒が高校生になった際にどのような教育効果として表れるかなど、期間をかけた検証も可能となる。

3 小中高一貫教育の実施に向けた課題と対応

小中高一貫教育には上述のような意義がある一方、いくつかの課題も存在しており、実施に当たっては十分に留意し、適切な対応を図る必要がある。東京都が小中高一貫教育を行う際の主な課題と望ましい対応について、以下のとおりまとめた。

(1) 一貫教育に伴い発生する課題と対応

これまで、小中一貫教育や中高一貫教育が実践される中で、一貫教育に係る課題も指摘されてきている。例えば、9年又は6年の一貫教育の中で、児童・生徒の人間関係が固定化してしまい、悪影響があるのではないかとといった懸念や、児童・生徒間の学力差が拡大するのではないかと指摘が存在する。また、中高一貫教育校においては、途中段階で受験がないことから、学習意欲の低下（いわゆる「中だるみ」）が発生するといった指摘もされている。

こうした課題については、これまでの小中一貫教育校や中高一貫教育校における取組も参考にしつつ、十分な対応を行っていくことにより、対処が可能と考える。

例えば、人間関係の固定化に関しては、異学年の交流を増やすことや、他の学校との交流を活発に行う等の対応が考えられる。また、学校の基本的な枠組みを決定する際、クラス替えが可能となるよう、学校の規模を各学年2学級以上にすることや、12年間の途中段階で他の小学校や中学校の卒業予定者から募集を行うなどの対応も効果があると考えられる。

児童・生徒間の学力差の拡大に関しては、少人数指導や習熟度別指導を児童・生徒の実態に応じ積極的に取り入れるなど、きめ細かな対応を図っていくことを検討する必要がある。

また、学習意欲の低下に関しては、適切な時期に学校行事を実施したり、一定期間ごとに到達目標を設定し、それに応じた学習課題や試験を課すなど、学習意欲向上のための工夫を行う必要がある。

(2) 設置形態の制約

小中高一貫教育校を12年間の教育を行う一つの学校として設置することについては、現行の法令では「学校」としての定めはないため、実施できない。

このことから、現行の法制度上は、「小学校・中学校・高等学校」又は「小学校・中

高一貫教育校（中等教育学校又は併設型中高一貫教育校）」のいずれか、あるいは、「小中一貫教育校（義務教育学校又は「小中一貫型小学校・中学校（仮称）⁴）・高等学校」の形態により設置する必要がある。

現在、東京都では小学校を設置していないが、前述したとおり、都立中高一貫教育校を設置しており、義務教育段階については、附属中学校や中等教育学校前期課程において、これまで教育活動を行ってきた実績がある。12年間一貫した教育を効果的に実施するためには、こうしたこれまでの都立中高一貫教育校における教育内容や指導方法の蓄積を活用することが望ましい。また、既存の中高一貫教育校の土地・建物を活用できれば、効率的に開校できるといったメリットもある。

以上のことから、都立の小中高一貫教育校（以下「本校」という。）の設置に当たっては、都立小学校を設置し、既存の都立中高一貫教育校の附属校とすることが適当であると考えられる。現在、区市町村が法令上の義務に基づき設置している区市町村立小学校に関しては、その性質上、区市町村立中学校をはじめ、都立中高一貫教育校や私立中学校等への進学を希望する児童、あるいは進学先について明確な希望を持たない児童も在籍している。このため、特定の都立中高一貫教育校への進学を希望しない児童も多数在籍すると考えられる区市町村立小学校を、都立中高一貫教育校の附属小学校とすることは適当ではない。また、対象となる都立中高一貫教育校については、新たに設定される本校の教育理念等を実現する学校へと改編を行う必要がある。

なお、小学校と中高一貫教育校とを一体的に運営するためには、管理職配置の工夫や、教職員の兼務などといった対応が必要となると考えられることから、本校の教職員配置等については、今後、効果や効率の観点から、十分な検討を行うべきである。

設置規模については、中学校・高等学校又は中等教育学校は、既存の都立中高一貫教育校の生徒数（960名）及び学級数（24学級）を基本とし、小学校は、特段の事情がない限り、都内公立小学校の平均学級数（約14学級）や学校教育法施行規則で定められている標準学級数（12学級～18学級）を考慮して決定することが望ましいと考える。

(3) 小学校への入学者決定の在り方

入学者の決定は、選抜を行うか、希望者全員を入学させるか、のいずれかになる。

また、選抜を行う場合は、必要となる選抜手段について、特に、抽選のみにより選抜するのか、何らかの検査等を行うのかといった議論がある。こうした点について、以下のとおり考え方をまとめた。

ア 入学者決定の考え方

現在小学校を設置している、区市町村や国立大学法人、学校法人では、その小学校への入学者の決定方法はそれぞれ異なっている。区市町村は、小学校を設置し児童の就学先を保障する法的義務がある。このため、区域内に居住する児童のうち、

4 小中一貫型小学校・中学校（仮称）：組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す形態。中央教育審議会答申（平成26年12月）において示され、現在、文部科学省において関連規定を整備中である。

国立大学法人や学校法人が設置する小学校への入学を選択した者を除き、その全員を小学校に就学させている。また、国立大学法人が設置する附属小学校（以下「国立小学校」という。）や学校法人が設置する私立小学校においては、各学校の目的や使命、建学の精神等を踏まえて選抜を実施している。

東京都が設置する小学校は、土地や施設の制約等から、応募者全員を入学させることは困難になることが予想される。また、児童全員を就学させる法律上の義務はないことを踏まえ、学校の理念の実現を目指し、選抜を実施して入学者を決定することが適当であると考えます。

イ 入学者決定に当たっての選抜手段

現在、私立小学校においては、解答用紙を用いた検査や行動観察、制作、運動、面接といった手段の一部又は全部を取り入れ、入学者の選抜を実施している。また、国立小学校では、これに加え、抽選を取り入れている事例もある。

本校における入学者の決定に当たっては、学力を問うものとはせず、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に定める教育のねらいや内容を踏まえながら、心や身体の年齢相応の発達状況等を確認することを選抜の目的とすることが望ましい。また、国立小学校や私立小学校で現在活用されている様々な手段を参考にして、応募者本人の資質や能力を多様な観点から評価すべきである。

なお、選抜結果に本人の資質や能力を最大限反映させる趣旨から、抽選は実施すべきではないと考える。

具体的にどのような手段を用いるのか、また、教育理念に合った幼児を選抜するため、どのような内容の選抜を行うべきかなど、幼児の実態を踏まえた検討が必要である。このため、具体的な選抜の手段や選抜の内容などについては、専門家の意見を聞きながら、また、今後の幼稚園教育要領等の改訂の動向も注視しながら、更に検討していく必要がある。

また、幼児期においては、幼児に対する保護者の影響が大きいことから、本人と保護者との関わり等を確認する方法についても、併せて検討していくべきである。

ウ 応募資格等

応募資格に関しては、国立小学校に見られるような、居住地や通学時間による応募の制限を設けるべきかどうかという議論があるが、公平性の視点を重視し、居住地による制限を設けないという考え方にに基づき、都内に住む、小学校就学予定の幼児であれば、誰でも応募を可能とすることが望ましい。

一方、入学後の児童・生徒の通学の安全については十分な留意が必要である。特に小学校については、例えば「1時間程度」など、学校として通学時間の上限の目安を示し、それを超えて長時間の通学となる応募者があった場合、入学者の決定に当たり、安全対策上の留意点や、幼児の体力の状況、生活への影響などについて、保護者に確認を行うことが必要である。

なお、入学者決定に際しては、円滑な学校運営を考慮し、児童の男女比が偏らないよう配慮することが望ましい。

(4) 12年間の途中段階における進学・募集の考え方の整理

小学校から高等学校までの12年間の途中段階において、進学に当たっての選考や他校からの生徒募集を実施した場合、児童・生徒集団が12年間を通して同一でなくなる。このため、一貫教育の効果的な実施への影響を懸念する声がある。一方で、私立の小中高一貫教育校においては、途中段階における募集が行われることが多い現状がある。こうした状況を踏まえながら検討を行い、途中段階における進学者の選考や他校からの募集について、以下のように考え方を整理した。

ア 在校生の進学の際の選考及び他校からの募集の考え方

(7) 選考や募集の実施の考え方

在籍する児童・生徒の12年間の途中段階における進学に際して、選考を行うことは、本人や保護者が進路について改めて考える契機となる効果がある。また、他校に在籍する児童・生徒を募集することにより、小学校段階から入学した在校生と、様々な教育環境で育った他校からの新入生とが相互に刺激し合い、^{せつさたくま}切磋琢磨するなど、より人間関係が広がる環境を作ることができる。

こうしたことから、12年間の途中段階において、進学に当たっての選考や、児童・生徒の募集を実施すべきである。

(イ) 実施時期の考え方

現在、国立や私立の多くの学校は、学校制度の区切りの時期で選考や募集を実施している。この時期に実施することには、他校へ転出する児童・生徒にとって進路を幅広く選択することが可能で、転出先では新入生同士で新たな人間関係を構築することができるといった良さがある。また、他校に在籍する児童・生徒にとっても、学校制度の区切りの時期は進路選択の時期であることから、応募がしやすいといった良さもある。

こうしたことから、学校制度の区切りの時期で選考や募集を実施することが適当である。

(ウ) 実施時期及び回数

選考や募集を行う具体的な時期は、「小学校と中学校の間」と「中学校と高等学校の間」の二つが考えられる。

選考に関しては、児童・生徒が興味・関心のある学習や活動に集中して学校生活を送れるよう、その実施回数を1回とすべきである。また、選考実施時期の前後の学校生活の年数が短期間とならないようにすべきであると考えられる。

募集に関しては、中学校と高等学校の間で実施した場合は、在校生と新入生との間で、それまで重視してきた学習内容や学習進度等に大きな違いが生じることが想定される。このため、募集後の3年という短期間で新入生の学習進度等を一貫教育の教育内容に合わせることは極めて困難であることを考慮する必要がある。

以上のことから、在校生の進学の際の選考及び他校からの募集は、「小学校と中学校の間」の1回のみ実施することが適当である。

イ 小学校第1学年から入学した児童が中学校段階へ進学する際の選考

本校は、12年間の一貫した教育を実施する学校であるが、入学後、児童が本校の重視する教育内容に合わない場合や、児童に他の分野への興味・関心が芽生えるという場合が予想される。このため、前述したとおり、本人や保護者が、進路について改めて考える契機とするため、中学校への進学の際に選考を実施することが必要であると考え。

選考に関して、進学可能な人数については、あらかじめ定員を設ける方法と、設けない方法とがあるが、より多くの児童を12年間学ばせるため、進学可能な定員は設けないことが望ましいと考える。

選考方法については、中学校が試験を実施し、その結果により進学者を決定する方法と、小学校在学中の本人の日常の成績等を基に中学校が進学者を決定する方法とがある。このことに関しては、児童の日常の学習状況を進学判断に反映することが望ましいことから、本人の日常の成績等を基に進学者を決定する方法によることが適当であると考え。

その上で、可能な限り多くの児童が進学できるよう、小学校において学習内容の習熟の程度に応じた指導を行うなど、きめ細かな対応が必要であると考え。

進学者を決定するに当たっての具体的な成績等の基準については、今後検討していくべきであると考え。その際、進路を変更する児童に対しては、早めに準備ができるように丁寧な進路指導を行うなど、十分に配慮していく必要がある。

ウ 中学校第1学年からの生徒募集

他の小学校へ就学した児童が、その後の興味・関心の芽生えや変化等により本校への入学を希望する場合においても、本校の教育を受けられる機会を与えることが必要と考える。あわせて、児童の成長に伴い、中学校入学段階では小学校入学段階に比べ、より広範囲からの通学が可能となることも考慮する必要がある。

また、前述したとおり、途中募集を行い、他の様々な教育環境で育った児童を新たに入学させることは、新入生と在校生とが互いに刺激し合い、切磋琢磨^{せつさたくま}するなど、人間関係が広がる環境を作ることが可能となるほか、学校運営面でも、中学校として望ましい規模を確保し、多様な学級集団・学習集団の形成や、学校の活性化を図ることができるといった良さがある。

こうしたことから、都立中高一貫教育校の入学者決定方法である適性検査を用いて、中学校第1学年からの生徒募集を実施することが適当であると考え。

なお、在校生と新入生との間には、それまで重視してきた学習内容や学習進度等に違いが生じることが想定されるため、教育課程の内容や学級の編成に配慮することが求められる。

(5) 教職員配置等に係る留意点

小中高一貫教育校の設置は、公立学校として初めての試みであり、実施に当たり、教職員関係において、特に留意すべき点について、以下のとおりまとめた。

ア 都立小中高一貫教育校に必要な教員の資質や能力

本校の教員については、全ての東京都の教員に求められる資質や能力に加えて、更に以下のような資質や能力が求められる。

- 12年間の一貫教育の理念を理解し、熱意と使命感をもって、新たな教育モデルを実践する力
- 幅広い年齢層の児童・生徒に対して、発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒から信頼を得ることができる、豊かな人間性と思いやり
- 小学校・中学校・高等学校という校種の枠を越えて系統的・継続的な指導を行い、児童・生徒一人一人の資質や能力を引き伸ばす力
- 小中高一貫教育校の一員としての責任感や協調性と、校種の異なる教員と互いに理解を深め、高め合おうとする意欲

現行の教員免許制度においても、中学校又は高等学校の教科の教員免許を有する教員は、小学校の当該教科を担当することが可能である。本校では、校種の枠を越えて児童・生徒の指導を行うことが想定されるため、本校の教員については、小学校と中学校、中学校と高等学校など、複数の校種の教員免許を有することを原則とするべきであると考ええる。

イ 教員の配置

前述のように、本校において、小学校から高等学校までの一体的な運営を実現するため、全体的な方針等の迅速な決定や組織の適切な管理・運営を可能とする管理職配置の在り方について、今後、十分な検討が必要である。

また、12年間の系統的・継続的な指導等を実施するための教職員の配置や、新しい学校づくりへの意欲等、必要な資質や能力を有する教員を確保するための人事異動の仕組み、本校の教員以外の専門性を有する外部人材の活用などについても、検討する必要があると考ええる。

ウ 教員の研修

本校の教員には、前述のような資質や能力が求められている。具体的には、12年間一貫した教育課程に基づき、児童・生徒理解及び系統的・継続的な指導を実践する力、各校種の学習指導・生活指導等の考え方や手法を理解し、校内における様々な職種の教職員と協働して指導する力が必要である。特に、課題発見・課題解決型の授業を行う力や教材を開発する能力は欠かすことのできないものである。

開校までに、本校において求められる資質や能力を備えた教員を養成することや、開校後も、本校の教員に対して、これらの資質や能力の向上を図るための研修を実施することは、極めて重要である。このため、研修の仕組みや実施時期・方法等については、引き続き具体的な検討を行うべきである。

Ⅱ 東京都が目指す小中高一貫教育校

1 世界を舞台に活躍できる人材の育成

今日、経済や文化など、様々な分野においてグローバル化が急速に進展しており、諸外国との間では、し烈な競争がある一方、持続可能な社会の実現に向けて、一層の連携が必要とされている状況もある。また、日本経済が伸び悩む中、世界において相対的に我が国の存在感が低下しているという指摘もある。

こうした状況を打開し、日本が将来にわたって発展し続けるためには、世界を舞台に様々な分野において、諸外国の人々と協調して課題を解決できる人材を育成することが必要である。

このような人材に求められる資質や能力としては、豊かな教養を備え、日本人としての自覚と誇り、自らの活躍の場所を広く世界に求めようとする意欲、諸外国の人々とコミュニケーションをとり協働するための英語力などが必要であるが、都立高校生を見ると、こうした資質や能力が十分に育成されているとは言えない現状がある。

国や都の調査（注：21 ページ参照）によると、都立高校生の中で、東京に愛着を持っている生徒は7割弱である。英語力に関しては、英検⁵準2級程度以上の力を有する生徒の割合は4割弱であり、留学について肯定的に回答した生徒は3割に満たない。また、公立小・中学生が地域のために活動した経験は、小・中学生共に7割程度である。中学生の英語力に関しては、英検3級程度以上の力を有する生徒の割合は5割弱である。

こうした状況も踏まえ、東京都は小・中・高の各学校段階において様々な取組を行っている。例えば、小・中学校における独自の道徳教育教材による道徳性の^{かん}涵養や、高等学校における防災教育を通じた地域に貢献できる人間の育成などが挙げられる。さらに、東京都長期ビジョンの下、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催も見据え、英語力の育成や世界で活躍しようとする意欲の向上を目指した取組が進展しつつある。

今後とも、世界で活躍できる人材の育成を図る取組を加速させていく必要がある。

2 小中高一貫教育の良さを生かして育成すべき資質や能力

前述のとおり、世界で活躍できる人材に求められる資質や能力は、高い英語力や世界で活躍しようとする意欲、そして、土台となる日本人としての自覚と誇りが挙げられる。これらの資質や能力は、現行の学校制度下においても、英語教育や道徳教育、伝統・文化理解教育などにおいて、校種ごとに目標が設定され、学校ごとの活動を通して育成が図られているが、小中高一貫教育の良さである12年間を見据えた系統的・継続的に指導を行うことにより、更に効果的な育成が可能になると考える。

とりわけ、英語力の育成に関しては、卒業までに身に付けさせるべき能力を児童・生徒の到達目標として12年一貫した教育課程に位置付け、小学校の早期から一貫して系統的・継続的な指導を推進することにより、より高い効果が得られると考える。

また、日本人としての自覚と誇りをもって世界で活躍しようとする意欲については、12年間の学校生活における多様な異文化体験、外国人との日常的な交流、様々な年齢で構成する異年齢集団による活動などを通して、効果的に醸成されていくと考える。

5 英検：公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の略称。準2級は高等学校中級程度、3級は中学校卒業程度が、英検受験に当たっての推奨目安

こうした小中高一貫教育の良さを生かした教育活動を実践し、児童・生徒の資質や能力を一層伸ばさせることにより、世界で活躍し、日本の将来を担う人材を育成することができる

東京都教育委員会は、小中高一貫教育の良さを生かした学校の設置を前向きに検討すべきである。

3 都立小中高一貫教育校における教育理念

(1) 教育理念

本校の教育理念は、以下のとおりとすることが適当である

<教育理念>

次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせ、世界で活躍し貢献できる人間を育成

○ 高い語学力 ○ 豊かな国際感覚 ○ 日本人としての自覚と誇り

世界で活躍し貢献するためには、豊かな教養はもちろんのこと、外国語で意思疎通を図る能力、我が国の歴史、伝統・文化だけでなく異なる文化等についても理解し互いに尊重する態度、自らの思考を筋道立てて論理的に表現する力などの資質や能力を身に付けていく必要がある

こうしたことを土台として、他者と良好な人間関係を構築し、協調しながら、日々刻々と変化する世界の状況や課題を把握し、目標を立て、その実現に向けて努力することも重要である。このような資質や能力は、OECD のキー・コンピテンシー⁶やアメリカ合衆国の 21 世紀型スキル⁷においても、世界的に求められる共通の資質や能力であると指摘されている

(2) 生徒の将来の姿

本校を卒業した生徒は、その後、国内外の大学への進学など、それぞれの進路に進む中で、自らの資質や能力を更に向上させ、将来、世界で活躍し貢献する力を身に付け、以下のような人材になるもの

<生徒の将来の姿>

○ 高い語学力を活用して世界の様々な人々と協働するとともに、論理的な思考力を用いて、諸課題を解決し、様々な分野で活躍する人材

(3) 教育方針

本校の教育理念や生徒の将来の姿を踏まえ、特に以下の 4 点を教育方針として重視

6 キー・コンピテンシー：知識基盤社会の時代を担う児童・生徒に必要な能力として、OECD（経済協力開発機構）のプロジェクトにより示されたもの

7 21 世紀型スキル：今日のグローバル化が進んだ経済社会で活躍するために、学校教育段階で培われるべきスキルとして、アメリカ合衆国の教育省や経済界を中心とする組織「P21」(The Partnership for 21st Century Skills)により示されたもの

すべきである。

<教育方針>

- 高い語学力と豊かな国際感覚を育てる
- 思考力、判断力、表現力を鍛え、世界で活躍する力を育てる
- 日本人としての自覚と誇りを持ち、主体的に社会の形成に参画する態度を養う
- 児童・生徒の資質や能力を最大限に伸ばす

ア 高い語学力と豊かな国際感覚を育てる

学校の教育活動全体を通して、日常的に国際共通語としての英語に囲まれるとともに、児童・生徒自らも英語を活用できる環境を創出する。

学習においては、英語を母語とする外国人等と交流できるなど校内の学びの場の国際化を図る。その上で、小学校の早期から高等学校卒業時まで一貫した系統的・継続的な指導を推進する。また、学校生活における様々な活動を、英語を活用する場として設定し、児童・生徒が身に付けた英語の力を更に高められるようにしていく。

これらの取組を通して、世界で通じる語学力を育成するとともに、様々な国の文化等を理解し、より広い価値観や考え方で物事を捉える力を培う。

イ 思考力、判断力、表現力を鍛え、世界で活躍する力を育てる

入学当初から、繰り返し学習を徹底し、基礎・基本の定着を図るとともに、体験活動を充実させ、学習の素地となる経験を豊かにする。その上で、課題発見・課題解決型の授業を重視し、論理的・批判的に考え、判断し、表現する力を育てる。

さらに、授業の中で培った知識や技能に加えて、日本語や英語といった言語、情報通信技術を活用して、筋道立てて説明する力を育成する。

こうした取組を意図的・計画的に実施することで、児童・生徒の思考力、判断力、表現力を鍛え、多様な人々と考え方を共有しながら、広い視野をもち課題を解決する力を育てる。

ウ 日本人としての自覚と誇りを持ち、主体的に社会の形成に参画する態度を養う

歴史教育や伝統・文化理解教育を充実させ、我が国の歴史や伝統・文化を理解し尊重する態度を身に付けさせるとともに、他国の歴史や文化を理解し敬意を払う態度の育成を図る。

また、地域社会の課題や我が国が抱える課題をはじめ、社会における様々な課題を把握し、解決・改善策を考え、実践する体験的な学習を重視する。このことにより、自らが社会の一員であるという意識を高め、主体的に社会に関わろうとする意欲や実践する力の基礎を身に付けさせる。

このような学習を、児童・生徒の発達に応じて系統的・継続的に実施することを通して、日本人としての自覚と誇りを養い、我が国はもとより国際社会の一員として様々な人々と協力し、よりよい社会の形成に参画する態度を培う。

エ 児童・生徒の資質や能力を最大限に伸ばす

全ての児童・生徒に対して同じ質や量の教育が行われる、いわゆる均質的な教育から脱却し、児童・生徒一人一人の資質や能力に応じた指導を早期から積極的に取り入れる。

このため、校種の枠を越えて蓄積した児童・生徒の詳細な学習状況などの情報を学校において共有・活用し、児童・生徒一人一人の資質や能力を十分に把握する。その上で、意欲や能力に応じて、互いに切磋琢磨^{せつさたくま}する場や海外での学習体験などの機会を意図的・計画的に確保する。なお、学習状況の改善が必要な児童・生徒に対しては、学習の定着を図る指導を徹底する。

4 都立小中高一貫教育校の教育課程

(1) 教育課程の基本方針

前述したとおり、現在、児童・生徒の発達の早期化によって、現行の学校制度と児童・生徒の発達の状態に差異が生じていること等が指摘されている。現行の学校制度の下においても、12年間の中で児童・生徒の発達等に応じた教育課程を編成し、系統的・継続的な指導を行うことによって、児童・生徒の資質や能力をより伸ばすことができる。と考える。

このことから、本校における教育課程の基本方針は以下のとおりとすべきである。

<教育課程の基本方針>

小学校・中学校・高等学校の12年間を一体として捉え、児童・生徒の発達等に応じて適切な学習内容の配置及び指導を実践する、柔軟な教育課程を編成する。

(2) 教育課程の編成

教育再生実行会議の「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」（平成26年7月）では、今後検討していく学校制度上の新たな区切りとして5-4-3、5-3-4、4-4-4が例示されている。これらの学校制度上の区切りを参考に、本校が12年間一貫した教育課程を編成した際のまとまりを想定し、本検討委員会は、児童・生徒の発達や行動の状況を踏まえて、4年ごとの4-4-4等、教育課程のまとまりを設けることの良さや課題について検討を行った。

4年ごとの教育課程のまとまりは児童・生徒の発達等の状況と合っている面があるが、一方、小学校と中学校の間において他校からの募集を行う場合、現行の6-3-3の学校制度に合わせた教育課程とした方が円滑に行える良さがある。

また、第五次提言を受けて教育システムの構築について検討を行った中央教育審議会は、その答申（平成26年12月）において、「幼稚園から高等学校段階までを通じた、幼児児童生徒の発達の段階に応じた学校段階の区切りの在り方を含む公教育全体の質の向上方策について、継続的に検討していくことが必要」とし、学校制度上の新たな区切りに関しては、継続検討とされた。

こうした状況を踏まえて検討した結果、現行の学校制度を基本に、児童・生徒の実態等に応じて、より柔軟に教育課程を編成する必要があると考えた。

(3) 教育課程編成の基本的な考え方

教育課程の基本方針を踏まえ、以下の4点を教育課程編成の基本的な考え方とし、具体的な学習内容や活動を設定していくべきである。

<教育課程編成の基本的な考え方>

- 英語教育を重視する
- 自ら考え、判断し、表現する活動を十分に取り入れる
- 我が国や世界の歴史を学び、伝統・文化に触れる活動や、地域に関わる活動を十分に取り入れる
- 発達段階や学習状況に応じた学習方法や体験活動を取り入れる

ア 英語教育を重視する

高い英語力を児童・生徒に身に付けさせるために、各学校段階で身に付けるべき能力を明確にし、一貫性を持った目標を設定する。その達成に向けて、十分な学習時間を確保し、小学校の早期から系統的・継続的な英語教育を推進する。

小学校段階においては、例えば第3学年から教科としての英語を外国人指導者を活用して行うなど、教科教育としての英語教育の充実を図る。中学校から高等学校段階にかけては、英語での論文作成やディベートを行う力を育てるために、「話す」や「書く」に関わる指導を重視する。

また、身に付けた英語力を向上させるために、例えば海外留学や海外姉妹校訪問といった、英語の活用が求められる活動を計画的に推進するとともに、ディベート大会や学習発表会といった校内行事においても、英語を用いる場面を意図的に設定していく。

イ 自ら考え、判断し、表現する活動を十分に取り入れる

論理的な思考力や表現力を鍛えるために、国語の学習を重視し、「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語能力の向上を図る。また、算数・数学や理科の知識や技能である計算や観察・実験の技能などといった基礎的な力の確実な定着を図る。

その上で、自ら課題を発見し、解決し、発信する学習を取り入れる。とりわけ、「アクティブ・ラーニング⁸」を児童・生徒の発達に応じて、工夫して取り入れていく。こうした学習の中で、テーマを設定し、課題の解決に向けて論理的に思考する力や、互いの考えを共有し協働して課題を解決する力などを身に付けさせていく。

また、このような自ら課題の解決に取り組む学習において、資料の読み取りや解釈、自らの考えの表現、相手の意見の把握など、言語を用いた活動を重視し、自らの知識を総合的に活用して考察した結果を、日本語や英語を用いて、論文にまとめ発信する学習や議論し互いに高め合う活動を充実していく。

8 アクティブ・ラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。

ウ 我が国や世界の歴史を学び、伝統・文化に触れる活動や、地域に関わる活動を十分に取り入れる

我が国と諸外国の関係や文化交流等に関する学習を重視し、国際協調の精神を養う。

また、我が国や世界の歴史の理解を背景に、体験活動を通して地域社会や日本の伝統・文化について理解を深めるとともに、異なる歴史や文化を背景にもつ人々との交流活動を通して、多様な価値観に触れる活動を推進する。

さらに、児童・生徒の発達段階に応じて、例えば、夏祭りといった地域行事、清掃活動やボランティア活動といった地域社会の課題を解決する活動、環境問題等の地球規模での取組が必要な活動などへの参加・参画を計画的・継続的に実施し、地域社会や国際社会の一員として貢献する意欲や態度を養う。

エ 発達段階や学習状況に応じた学習方法や体験活動を取り入れる

資質や能力を最大限伸ばさせるために、入学当初から繰り返し学習を徹底するとともに、12年間の教育課程全体を通して、学習内容の先取りを実施する。また、児童・生徒の意欲と能力を高めるために、早期からの海外体験や海外留学、企業等への訪問、大学の講義の聴講などの機会を設定するとともに、様々なコンテスト等への積極的な参加を促す。なお、児童・生徒の学習状況を十分に把握し、必要に応じて基礎・基本を徹底させるなどの補充的な学習を実施する。

以上のような教育課程編成の基本的な考え方を踏まえ、今後、教育課程の編成を検討する際には、専門家からも意見を聴取すべきであると考ええる。

なお、こうした考え方により教育課程を編成した上で、実際の指導に当たっては、双方向型、協働型の学習を主体としたプログラムを実施している国際バカロレア⁹の指導方法も参考にしながら工夫していくことが考えられる。また、国際バカロレアについては、都立国際高等学校が平成27年度に認定を受け、取組を開始しており、その成果も踏まえ、今後、本校においても導入を視野に入れた検討を行うことが望ましいと考える。

(4) 教育課程の特色

教育課程編成の基本的な考え方に示したような学習や活動を行う際には、新たな手立てや仕組みの構築等について、検討していく必要がある。本検討委員会では、以下の手立てや仕組みを、本校の教育課程の特色として掲げていくべきである。

ア 授業時数を確保した上で実施する学習内容の先取り

国語、社会、算数・数学、理科、英語の5教科においては、学年を越えて関連する学習内容を効果的に配置し、学習内容の先取りを行う。実施に当たっては、学習

9 国際バカロレア：国際バカロレア機構が認定した教育プログラムにより学校等において学び、統一試験に合格することで、国際的に認められる大学進学資格を取得できる仕組み

内容の重複を精査するなど、効率的な教育課程を編成した上で、例えば、土曜日の活用や週時程の増加によって、授業時数を確保して実施する。

学習内容の先取りは、全ての児童・生徒を対象に実施するが、習熟の程度に応じた指導の実施など、児童・生徒の実態に応じてきめ細かく対応していく。さらに、児童・生徒が学習する上で過度の負担とならないよう配慮し、学習内容に関連する体験活動を取り入れるなどの工夫を行う。

イ 教育課程編成上の余裕の時間の活用

12年間一貫した教育を行う中で、授業時数を確保して学習内容を先取りすることにより、教育課程を編成する上で、余裕の時間を生み出すことができる。その余裕の時間を、例えば海外留学や大学での聴講等、自らの進路選択に関わる専門的な学習に活用する。

その際、余裕の時間を効果的に活用できるよう、活用の時期や方法を工夫するとともに、海外大学への進学等、生徒の幅広い進路希望に応えられるよう、併せてキャリアガイダンスの充実を行うなど、進路指導を重視していく。

ウ 企業や公的機関、大学等との連携

東京都には、多数の企業や公的機関、大学があり、そこには様々な専門的な知識やキャリアをもつ人材が豊富に存在する。これらの企業や施設において、世界を舞台に活躍している人材の講演や就業体験の機会を意図的・計画的に設定することで、世界を舞台に活躍しようとする意欲を培う。

本校では、児童・生徒の成長に応じて、企業等と連携した体験活動を系統性や連続性を重視しながら行うことができるよう、教育課程を編成する。

エ 教科の構成等

本校の教育の特色となる英語教育などを充実する観点から、教科の構成や授業時数の配当を工夫するなどの検討が必要である。

特に、英語や国語においては、論理的な説明や議論、論文作成等の言語能力を養うため、例えば、教科としての英語の早期実施や、総合的な学習の時間を活用して言語能力の向上を目的とした活動を行うなどの取組を行う。

さらに、前述のような生徒の将来の姿を想定し、高等学校において必修科目や選択科目を設定する。また、必要により学校設定科目も開設する。

オ 小学校における教科担任制の段階的な導入

小学校第1学年から第4学年までの児童の多くは、教員に依存する傾向がみられる。このため、児童の1日の生活の様子を一人の教員が把握することが適当であり、原則、学級担任制とする。また、論理的に考えることができるようになる時期に差し掛かる小学校第5学年からは、専門性の高い指導を充実させるため、教科担任制の導入や、定期考査といった中学校の指導方法も、児童の状況を見つつ、段階的に導入していく。

(参考) 国や都の調査 (14 ページ関連)

(1) 『都立高校生意識調査』東京都教育委員会、平成 23 年 9 月

「あなたは故郷「東京」に愛着をもっていますか」との質問に対し、都立高校 2 年生の 69.5%が肯定的な回答

「あなたは今後、留学したいと思いますか」との質問に対し、都立高校 2 年生の 27.5%が肯定的な回答

(2) 『平成 26 年度 英語教育実施状況調査』文部科学省、平成 27 年 6 月

高校 3 年生では英検準 2 級以上、中学 3 年生では英検 3 級以上を取得している生徒及び相当の英語力を有すると思われる生徒の割合は、都立高校 3 年生で 36.1%、都内公立中学 3 年生で 49.3%

(3) 『平成 27 年度 児童・生徒の学力向上を図るための調査』東京都教育委員会、平成 27 年 11 月

「たとえ小さなことでも、地域や社会をよくするために何かしたことがありますか」との質問に対し、都内公立小学 5 年生の 70.7%、都内公立中学 2 年生の 67.1%が肯定的な回答

資 料

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会 設置要綱

(設置)

第1 都立小中高一貫教育校の設置に関して検討を行うため、東京都教育委員会に都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について具体的に検討し、その結果を東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 都における小中高一貫教育の在り方に関すること。
- (2) 都立小中高一貫教育校の設置に係る基本的事項に関すること。
- (3) その他検討を要すること。

(構成)

第3 委員会は、学識経験者等、都内区市教育委員会関係者、都立高等学校等関係者、都内公立小・中学校関係者、PTA 関係者、教育庁関係者の中から、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

(委員長等)

第4 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を統括する。
- 4 委員会には、副委員長を置き、委員長は、委員のうちから、副委員長を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときには、その職務を代理する。

(設置期間)

第5 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成28年3月31日までとする。

(幹事会の設置)

第6 委員会に、検討事項を調整するための幹事会を置くことができる。

(専門部会の設置)

第7 委員会に、専門的事項を調査検討するための専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、教育庁都立学校教育部高等学校教育課が担当する。

(意見聴取)

第9 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

(会議及び会議記録)

第10 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨については、会議開催の都度取りまとめ、公開するものとする。

(その他)

第11 教育長は、第2の規定に基づき委員会から報告を受けたときは、その内容を東京都教育委員会に報告するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会 委員名簿

	氏名	職名	備考
学識経験者	上野 淳	公立大学法人首都大学東京理事	～H26. 12. 31
	遠藤 謙	株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所アソシエイトリサーチャー	～H26. 12. 31
	斎藤 尚也	元東海大学課程資格教育センター教授	委員長 ～H26. 12. 31
	成田 奈緒子	文教大学教育学部特別支援教育専修教授	～H26. 12. 31
	菱村 幸彦	国立教育政策研究所名誉所員	～H26. 12. 31
	野城 智也	東京大学副学長	～H26. 12. 31
	米倉 誠一郎	一橋大学イノベーション研究センター教授	～H26. 12. 31
保護者	新谷 珠恵	一般社団法人東京都小学校PTA協議会顧問	～H26. 12. 31
	水上 幸夫	東京都公立中学校PTA協議会会長	～H26. 3. 31
	田谷 克裕	〃	H26. 4. 1 ～H26. 12. 31
	榊原 宗敏	東京都公立高等学校PTA連合会委員	～H26. 3. 31
	井原 太一	東京都公立高等学校PTA連合会学校教育委員	H26. 4. 1 ～H26. 12. 31
学校長	今城 徹	小金井市立小金井第一小学校長	～H26. 12. 31
	覚張 真宏	墨田区立吾嬬第二中学校長	～H26. 12. 31
	守屋 一幸	東京都立武蔵高等学校長 東京都立武蔵高等学校附属中学校長	～H26. 12. 31
区市教育委員会	山崎 芳明	千代田区教育委員会教育長	～H25. 10. 18
	島崎 友四郎	〃	H25. 10. 31 ～H26. 12. 31
	木戸 義夫	昭島市教育委員会教育長	～H26. 12. 31
教育庁関係者	直原 裕	東京都教育庁次長	H25. 7. 16 ～H26. 3. 31
		東京都教育庁都立学校教育部長	～H25. 7. 15
	高野 敬三	東京都教育庁教育監	～H27. 3. 31
	堤 雅史	東京都教育庁都立学校教育部長	H25. 7. 16 ～H26. 7. 15
	早川 剛生	〃	H26. 7. 16～
	谷島 明彦	東京都教育庁地域教育支援部長	～H25. 7. 15
	秀嶋 善雄	〃	H25. 7. 16 ～H25. 8. 30
	前田 哲	〃	H25. 9. 16 ～H27. 6. 29
	粉川 貴司	〃	H27. 7. 16～
	金子 一彦	東京都教育庁教育監	H27. 4. 1～ 委員長 H27. 11. 13～
		東京都教育庁指導部長	～H27. 3. 31
	伊東 哲	東京都教育庁指導部長	H27. 4. 1～
	岡崎 義隆	東京都教育庁人事部長	～H25. 7. 15
	加藤 裕之	〃	H25. 7. 16 ～H27. 9. 29
江藤 巧	〃	H27. 10. 1～	

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会における検討状況

開催日	主な議事内容
第1回 平成25年 4月25日	・ 都立小中高一貫教育校の設置について
第2回 5月31日	・ 初等中等教育の現状及び課題について ・ 育成すべき生徒像について
第3回 6月17日	・ 教育理念及び教育課程について
第4回 7月9日	・ 設置形態について
第5回 8月9日	・ 中間まとめ（案）について
第6回 10月31日	・ 小学校への入学者決定の仕組みについて ・ 接続期における進学・募集の仕組みについて
第7回 11月28日	・ 教育課程の基本方針を実現するための手立てについて
第8回 12月19日	・ 教育課程の基本方針を実現するための手立てについて
第9回 平成26年 3月27日	・ 教職員の体制について
第10回 4月24日	・ 教育課程の概要について
第11回 5月30日	・ 基本構想のまとめについて
第12回 6月30日	・ 基本構想のまとめについて
第13回 8月8日	・ 基本構想のまとめについて ・ 報告書の骨子（案）について
第14回 10月24日	・ 報告書（案）について
第15回 平成27年 11月13日	・ 報告書（案）について

<事務局>

氏名	職名	備考
出張 吉訓	東京都教育庁教育改革推進担当部長	
滝沢 毅	東京都教育庁都立学校教育部教育改革推進担当課長	～H27.7.15
荒木 進太郎	〃	H27.7.16～
栗原 宏成	東京都教育庁都立学校教育部教育改革推進担当課長	
辻 等	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課教育改革推進担当係長	～H27.3.31
和田 朝光	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課統括課長代理 (教育改革推進担当)	
安藤 香織	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課指導主事	～H27.3.31
笠原 秀浩	〃	H27.4.1～

